

名城 UCS カード会員特約

第1条 (カードの名称)

本カードは名城大学校友会（以下「校友会」という）と株式会社 UCS（以下「当社」という）が提携して発行するもので、名城UCSカード（以下「カード」という）と称します。

第2条 (会員)

本特約および別途当社の定めるUCSカード会員規約を承認のうえ入会を申込みした方で、校友会および当社（以下「両者」という）が認めた個人を会員（以下「会員」という）とし、当社がカードを貸与します。

第3条 (サービスの利用)

会員は校友会および当社が提供するサービスを受ける場合は、各サービス提供者所定の方法に従って利用するものとします。

第4条 (会員資格の喪失)

会員は校友会もしくは当社のいずれかの会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

第5条 (会員情報の共同利用およびその保護)

会員は、会員に対する各々のサービス等の提供のため、会員の氏名、住所、電話番号、生年月日を両者が共同利用することに同意します。

- 両社は第1項により知り得た会員の情報について会員のプライバシーの保護に十分注意を払うものとします。

第6条 (校友会年会費)

会員はあらかじめお申込み時に指定した場合は、会員は所定の校友会年会費をお支払口座より支払うこととします。

第7条 (会員規約の適用)

本特約に定めのない事項については、UCSカード会員規約を適用するものとします。

株式会社 UCS

愛知県稲沢市天池五反田1番地 〒492-8686

TEL:0587-30-5000